

金ヶ崎町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年

金ヶ崎町

1 プログラムの目的

平成 24 年度、全国で登下校中の児童生徒が死傷する痛ましい事故が相次いで発生したことから、金ケ崎町では、平成 24 年 8 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関と連携しながら対策を講じてきました。町では引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、危険個所や対策内容を明らかにするとともに地域や関係機関と連携しながら、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ることを目的とします。

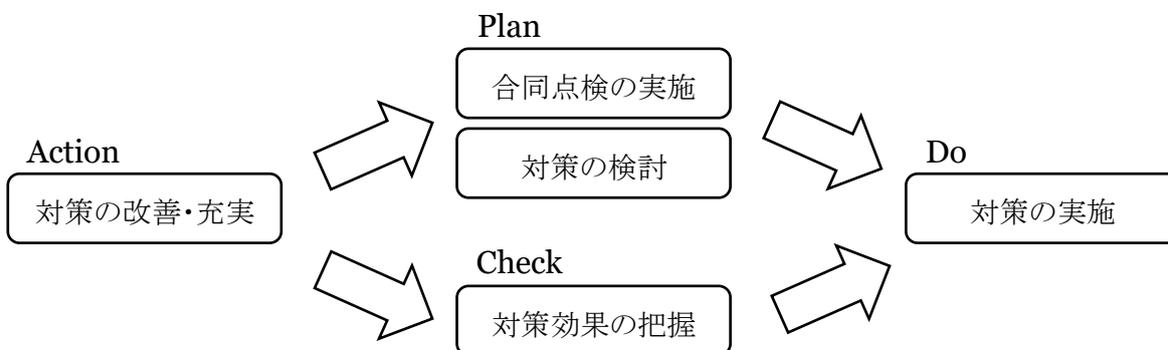
2 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策内容の改善・充実を図ります。

これらの取組を P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のための P D C A サイクル】



(2) 通学路安全推進連絡協議会の設置

地域と関係機関の連携を図るため、以下のメンバーで構成する「通学路安全推進連絡協議会」を設置します。

○国土交通省

- ・東北地方整備局岩手河川国道事務所水沢国道維持出張所（国道管理者）

○岩手県

- ・県南広域振興局土木部道路河川環境課（県道管理者）

○警察

- ・水沢警察署

○学校・地域関係

- ・金ヶ崎町校長会
- ・小中学校PTA代表者

○金ヶ崎町

- ・建設課
- ・教育委員会事務局

(3) 合同点検

①合同点検等の実施

各小学校からの危険個所の報告をもとに、通学路安全推進連絡協議会において現状の共通理解及び合同点検を実施します。

(4) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や信号機設置等のハード対策、交通規制や交通安全教育等のソフト対策を必要箇所に応じて具体的な実施内容を検討します。

(5) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(6) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、対策効果の状況を確認するため、学校関係者や地域住民からの聞き取りなどを実施します。

(7) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。